

町有財産処分につき  
右記の通り町有財産を処分するものとする

記

一 処分する財産

ノ土地

処分する財産の所在地	地目	坪数	種別
三朝町大字山田字多湯九番一地	店地	三九〇〇坪	町民会館敷地
全右 九番二地	全	二八二三坪	全
計		六七二三坪	

建築物

区分する財産の所在地	建築物の名称	建築物の構造	建築物の敷地面積
三朝町志志山田九番一四 二四	町民会館	木造鉄骨二階建一棟	五八・二坪 建坪 三〇・三坪
谷合 空		木造地蔵し屋根瓦葺き 平屋建一棟	一一・〇坪

昭和三十七年一月二十九日提出

三朝町長 坂 出 雅 三

昭和三十七年一月二十九日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議長 印